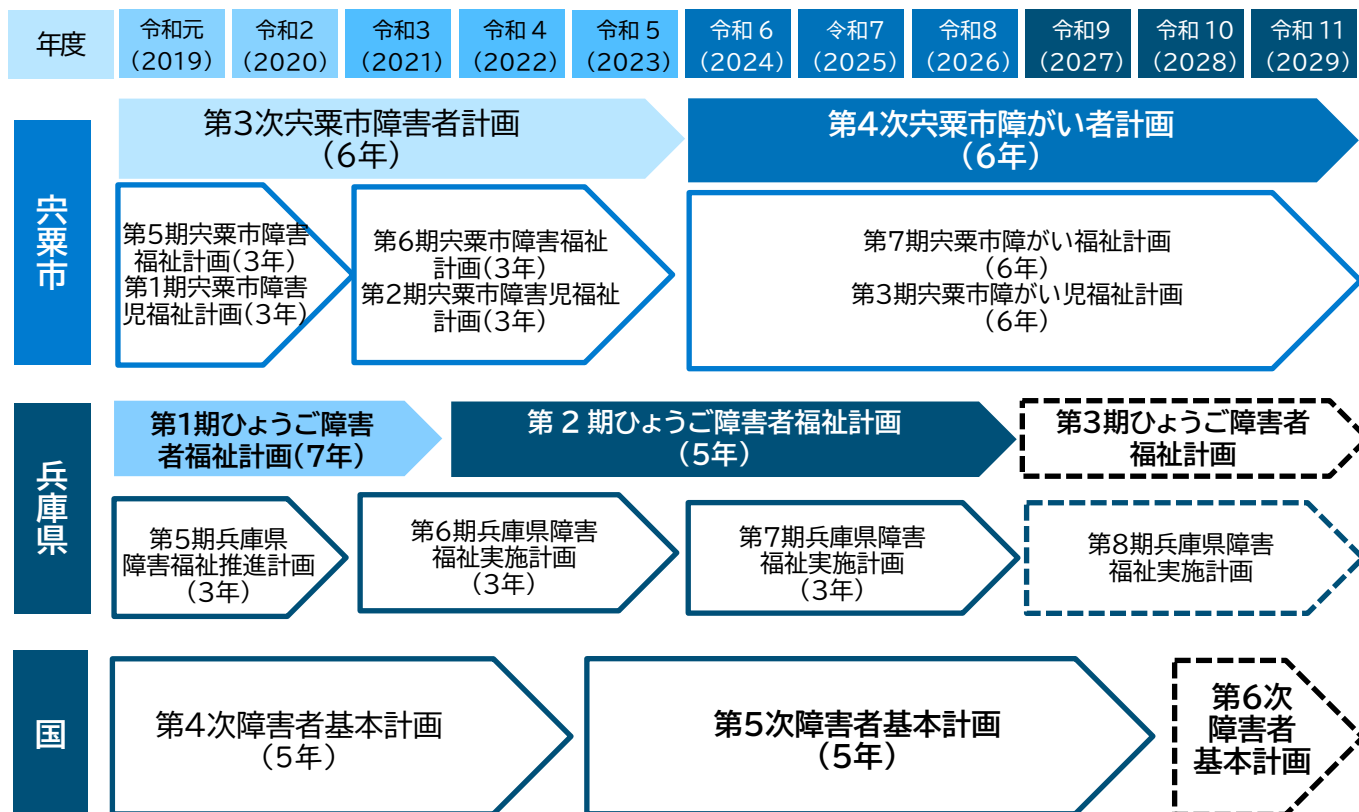


第4次宍粟市障がい者計画、第7期宍粟市障がい福祉計画及び第3期宍粟市障がい児福祉計画（抜粋）

計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の期間は、これまで3か年としてきましたが、障がい者計画の期間にあわせ6か年に延長します。なお、計画の中間時には、国の基本指針に基づき、成果目標や見込量等の見直しを行います。



令和7年度理解啓発事業の取組について

(1)理解促進研修・啓発事業

事業名	日時/場所	概要(目的)	参加者
啓発講演会	6月21日 宍粟防災センター	LGBTQや聞こえないこと、海外体験記などを手話で講演。手話言語条例制定10周年記念事業として、人権推進課と共催。	121人
ポッチャリーグ	3月～10月(6回開催) 山崎スポーツセンターほか	参加者相互の交流と障がいに関する理解啓発を目的に、誰もが気軽に参加できるパラスポーツの機会を提供した。ポッチャ、卓球バレー、その他パラスポーツの体験会など。	延242人
森のパラスポーツフェス2025	10月25日 スポニックパークー宮		94人
こころの健康講座(心のバリアフリーに関する講演)	9月25日 宍粟防災センター	心のバリアフリーとして、共生社会に関する講演会を開催。	25人
児童思春期講演会	8月21日 宍粟防災センター	支援者を対象に、「こどもの育ちと支援を学ぶ」をテーマに講演と事業者からの話題提供を実施。	約100人
みんなをつなぐ心のバリアフリー展	12月8日～15日 市役所市民ロビー	市内就労支援事業所利用者の作品展示や合理的配慮の提供等を市民へ啓発。手話体験、白杖体験をあわせて実施	186人
バリアフリー等に関する啓発	—	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害」の表記を「障がい」に改める取組の推進 ・合理的配慮の提供、虐待防止の啓発 ・トイレマップの更新 	—

(2)手話の普及・啓発事業、意思疎通支援事業

事業名	日時/場所	概要(目的)	参加者
手話言語制定10周年イベント	9月23日 宍粟防災センター	手話言語条例制定10周年を記念し、9月23日の手話言語の国際デーに合わせイベントを開催。和太鼓演奏、グループ発表、講演や市歌の手話バージョンの披露	170人
手話教室の開催	学校、事業所ほか	学校や事業所等への講師派遣により、手話や聴覚障がいについて学ぶための教室を開催し、聞こえないことへの理解や手話の普及に取り組んだ。	18回 (R8.2.20現在)
ふるさとまつり手話ブース	11月3日 スポニックパークー宮	イベント会場において、宍粟ろうあ協会や宍粟手話サークル連絡会と共催し、手話体験を実施。	96人
手話奉仕員養成	①4月～10月(21回) ②4月～9月(23回) 宍粟防災センター	手話奉仕員活動への意欲がある人を対象に養成講座を実施することで、手話施策の推進や広報活動等の支援者の養成を図った。 ①手話奉仕員養成講座(入門) ②手話奉仕員養成講座(基礎)	①9人修了 ②7人修了
試験対策・研修	7月～3月 宍粟防災センターなど	試験対策講座やレベルアップ講座を開催し、資格の取得を支援する。また、現任の通訳者を対象とした研修を開催し、手話通訳技術の向上を図った。	手話通訳士試験対策講座：4人受講 ほか
全国手話検定試験の開催	2月15日 宍粟防災センター	手話学習の継続と意欲向上を促すため、全国手話検定試験を宍粟市で開催した。	受験者数 2級6人、3級8人、4級5人

手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）概要 （令和7年法律第78号）

目的（1条）

手話はこれを使用する者にとって日常生活・社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段

手話に関する施策を総合的に推進

2025（令和7）年11月
日本でデフリンピック初開催

基本理念（2条）

- ① **手話の習得・使用**に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者・手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得・使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにする
- ② 手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、**手話文化の保存・継承・発展**が図られるようにする
- ③ 全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、**手話に関する国民の理解と関心**を深めるようにする

国・地方公共団体の責務（3条）

国・地方公共団体は、手話に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有する

基本的施策（6条～18条）

① 手話を必要とするこどもの手話の習得の支援（6条）

- こども・保護者に対する手話に関する情報提供等
- 乳幼児期におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供、学校の授業等の教育活動におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供
- 保護者・家族に対する手話の学習機会の提供等

② 学校における手話による教育等（7条）

- 手話の技能を有する教員、手話通訳を行う者、手話に関する必要な支援を行う者等が適切に配置されるようにするための取組の推進、手話を使用した教材の提供
- 手話の技能を有する教員の養成のための大学・教員養成機関による取組の促進、教員に対する手話を使用した指導方法に関する研修の実施
- 手話を使用するこどもが学校生活で手話を自由に行うことができる環境の整備

③ 大学等における配慮（8条）

- 手話通訳を行う者の確保のための大学等による取組の促進

④ 職場における環境の整備（9条）

- 手話を適切かつ円滑に使用できる職場環境の整備のための事業主による取組の促進のための情報提供等

⑤ 地域における生活環境の整備等（10条）

- 地域で手話を使用して日常生活・社会生活を円滑に営むことができる環境の整備
- 災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に安全を確保するための手話による情報提供

⑥ その他の手話の習得の支援（11条）

- 手話を必要とする中途失聴者等手話を必要とする者に対する手話に関する情報提供、手話の学習機会の提供等

⑦ 手話文化の保存・継承・発展（12条）

手話文化：手話及び手話による文化的所産

- 文化芸術活動・スポーツ・レクリエーションを通じて手話文化の保存・継承・発展が図られるようにするための取組

⑧ 国民の理解と関心の増進（13条）

- 手話に関する国民の理解と関心を深めるための広報活動・啓発活動の充実
- 学校教育で手話に関する理解と関心を深めるための学校教育で利用できるノウハウに関する情報提供、児童生徒等に対する手話の学習機会の提供

⑨ 手話の日（14条）

- 9月23日を「手話の日」とする

⑩ 人材の確保等（15条）

- 手話に関する専門的な知識・技能を有する人材（手話通訳を行う者など）の安定的な確保・養成・資質の向上のための研修の機会の確保、適切な処遇の確保

⑪ 調査研究の推進等（16条）

- 手話文化に関する調査研究の推進、情報収集・提供
- 手話の習得のためのカリキュラムの開発、手話による円滑な意思疎通を図るための先端的な技術（デジタル技術など）を活用した機器等の開発、手話の習得・使用に関する調査研究等の推進・成果の普及

⑫ 国際交流の推進（17条）

- 手話を使用する者の国際的交流の支援
- 手話文化に関する情報交換等の活動の支援

⑬ 手話を使用する者等の意見の反映（18条）

○障害者基本計画・都道府県障害者計画・市町村障害者計画〔いずれも障害者基本法に基づき策定〕への反映（4条）

○手話に関する施策の実施に必要な財政上の措置・法制上の措置等を講ずる（5条）

○施行後おおむね5年を目途として、この法律の施行状況等を勘案して検討を加える（附則2項）

令和7年度



—かけがえのない命を守る・生き心地のよいまち しそうへ—

日程・場所

3月2日(月)～3月13日(金)

いちのぴあ 1階

3月18日(水)～3月31日(火)

宍粟市役所本庁 1階市民ロビー

- 図書館司書オススメ
「こころ」と「いのち」に関する本の紹介
- 数字でみる、宍粟市の自殺の現状
- カラー占い
- メッセージツリー作成コーナー など

3月は自殺対策強化月間です



厚生労働省webサイト「まもろうよ こころ」

問 宍粟市保健福祉課 0790-62-1000